

任意後見編

任意後見_④ ～任意後見の準備と発効～

2025.6. 5

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

任意後見編④ ～任意後見の利用～

法定後見と比較して任意後見の違いを教えてください。



違いはいろいろありますが、一番の違いは認知能力のある時に準備するのが任意後見、認知能力がなくなってからどうしようもなくなって利用するのが法定後見です。



他にはどういう違いがありますか。



法定後見は3種類あることは前回説明しました。任意後見はあらかじめ受任者に何の面倒をみてもらうかあらかじめ契約で代理権を定めておきます。



代理権ですか！ 具体的にはどういうもので、そこに定めておかなければ面倒を見ることができないのですか。



代理権には本人の収入支出や預貯金の管理など財産の管理をする権利と、医療や介護、住まい、施設との契約などの身上監護があります。



任意後見編④ ～任意後見の利用～

誰になるのですか。



法定後見は家庭裁判所が専門士業等を選定します。家族を選定することもあります。一方、任意後見人は本人が事前に契約で受任者を決めておくことができますので、安心できる人にまかせることが可能になります。

自分がもし認知能力がなくなると家族にも迷惑がかかるので例えば長男に受任者をお願いしておいた方がよいのでしょうか。



任意後見は認知能力が継続していれば発効する必要がないので、安心のための「頭の保険」と考えてもよいでしょう。他の手段で代替できればそれでもよいかもしれません。

他の手段って何ですか。



次回説明しますが、いろいろな管理が面倒になってきたけど認知能力はしっかりとしているなら、財産管理委任契約を準備することも一案ですね。

本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 任意後見を委任する人が自分が認知能力がなくなる前に、任意後見契約を任意後見人とあらかじめ結んでおきます。任意後見人は自分で選定ができます。
- ✓ 本人、配偶者、受任者、4親等以内の親族などから家庭裁判所に申立てをします。家裁が審判をし任意後見監督人が選任され、任意後見契約が発効します。
- ✓ 財産管理や身上監護の代理権をあらかじめ定めておき、発効後、受任者がその範囲で本人の身の回りの世話をします。

任意後見人制度 ～全体の流れ～

法定後見より任意後見のが本人や親族に意向に沿えることが多い制度です。

◆法定後見：本人の判断能力が低下後



◆任意後見：本人の判断能力が低下する前

⇒まだしっかりと自分で判断ができるうちに、自分の判断能力が衰えてきた時に備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）を誰にするか、将来の財産管理や身の回りのことについて、4その人に何を支援してもらうか、自分で決めておくことができる仕組みです。

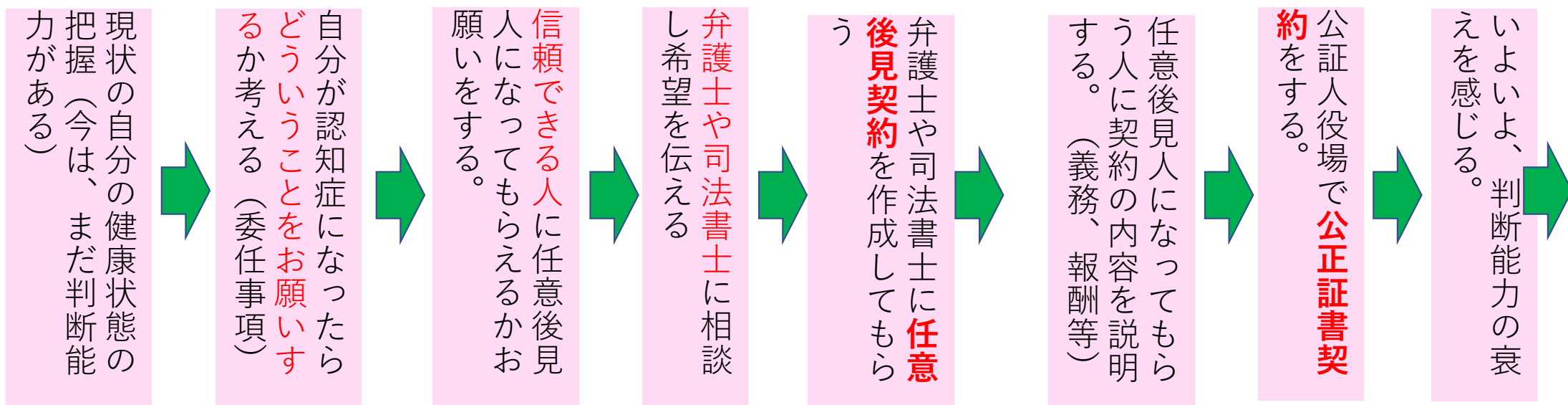


出所：リーガルサポートふくおかHP

任意後見人制度 ～全体の流れ～

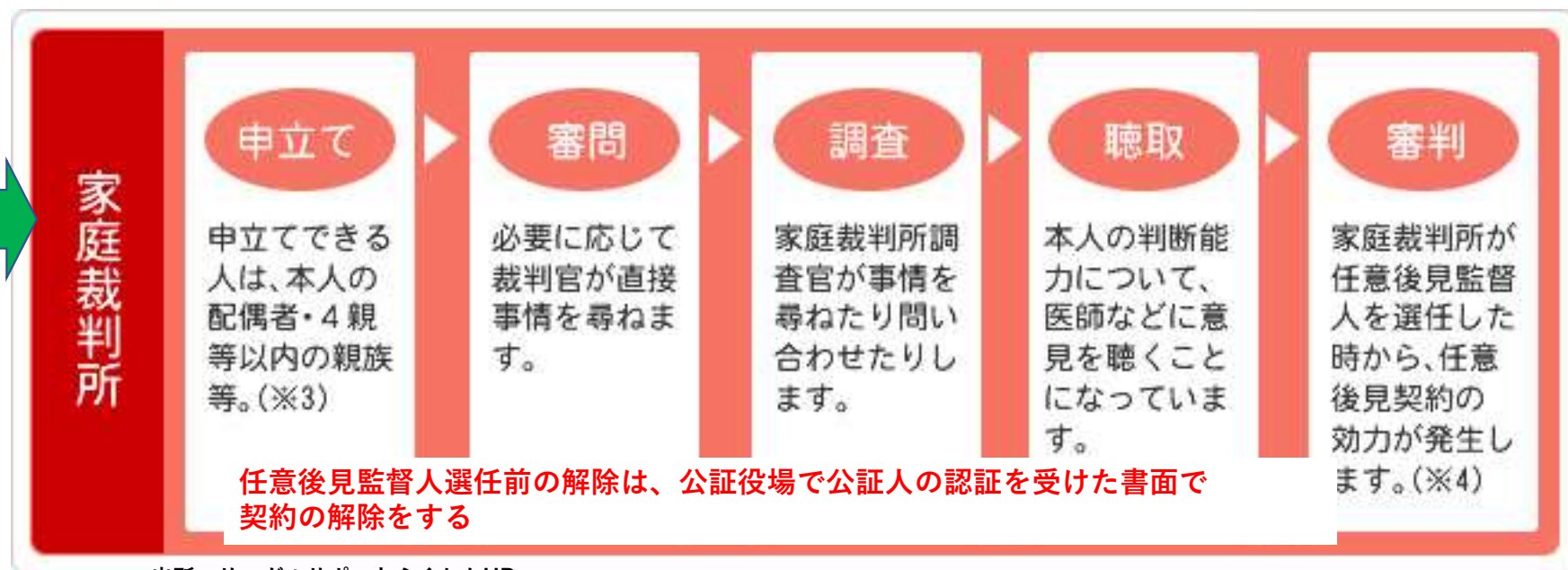
任意後見人と後見依頼する内容（委任事項）を考えることから始めます。

◆基本的には、支援できる人であればどんな人でも支援者になることができます。たとえば、**自分の子ども**や**孫**はもちろん、交流のある**甥姪**や**親しくしていて信用のおける友人**等。



任意後見人制度 ～役割、できることできないこと～

家裁に申立てをして任意後見監督人が選任されたら契約の効力が開始されます。



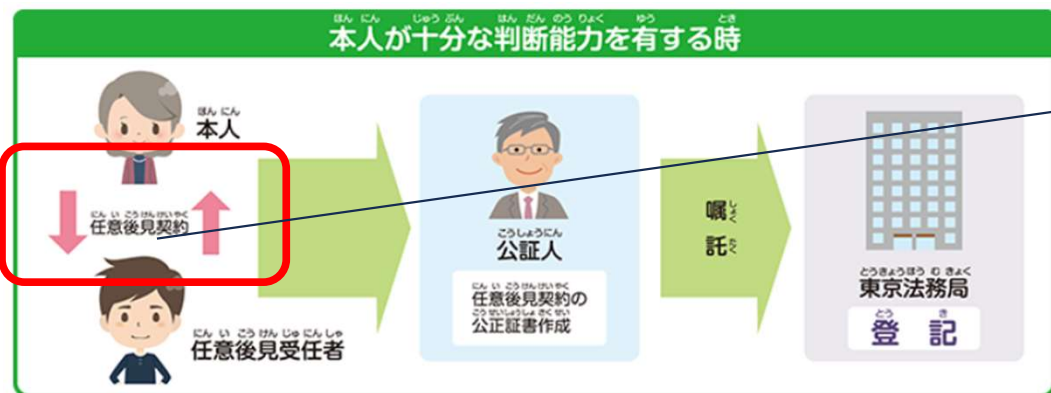
本人の死亡で契約の終了

- ◆**委任事項**；**財産管理や身上監護**を目的とする法律行為であれば基本的には自由
- ◆介護や身の回りの世話、身元保証・身元引受、代理に馴染まない行為（遺言や婚姻といった本人にしかできないこと）等は委任できない
- ◆また**包括的代理権（全てのことについての代理権）**を与えるという契約も認められない。

任意後見人制度 ～準備と発効～

家裁に申立てをして任意後見監督人が選任されたら契約の効力が開始されます。

本人が十分な判断能力を有する時



代理権

(代理権については次回)

本人の判断能力が低下した時



任意後見の開始



出所：法務省ホームページ

Thinking time !

法定後見と任意後見の発効のプロセスの違いを知ろう！

法定後見

- ・ 誰がどこに申し立てますか。
- ・ どういう人が申し立てができますか。
- ・ だれが法定後見人を選定しますか。



任意後見

- ・ 誰がどこに申し立てしますか。
- ・ 誰が任意後見人を選定しますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

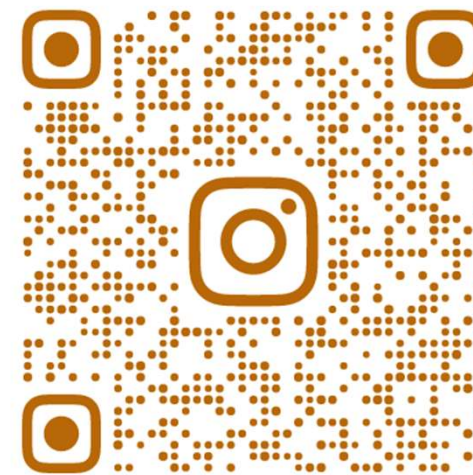
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN